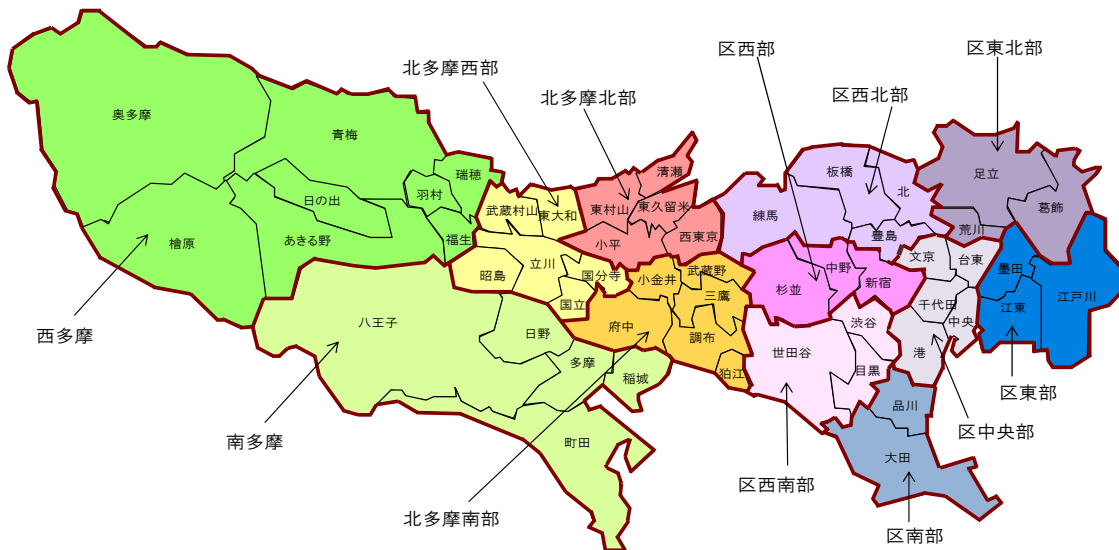


東京都地域医療構想における構想区域について(案)

- 東京は、交通網が発達し、高度な医療を担う大学病院、特定機能病院が集積するといった特性の下、様々な医療連携体系がすでに構築されており、そうした自主的な取組を尊重しつつ、切れ目のない医療連携システムを構築することが必要である。
- また、地域医療構想の策定にあたっては、医療提供体制の構築に加え、福祉との連携や、地域包括ケアシステムの構築についても見据える必要があり、例えば、プライマリーケアを基本とした医療提供体制は、区市町村単位で考えるなど、柔軟な運用が必要である。
- こうしたことから、疾病、事業ごとの医療提供体制を推進する区域を「事業推進区域」として設定し、今後の患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて、全都的なレベルから地域包括ケアのレベルまで柔軟に運用する。
- 医療法第 30 条の 4 第 2 項 12 号「主として病院の病床(13 号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域」で定める以下の区域は、「病床整備区域」として設定する。
- 地域医療構想では、医療法 30 条の 4 第 2 項 7 号に基き、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量を記載することが求められている。
- そのため、今回策定する地域医療構想では、都の構想区域は「病床整備区域」とするが、今後、「事業推進区域」と十分な調整を図っていく。
- また、平成 30 年度からの東京都保健医療計画の策定にあたっては、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化など、将来における要素を勘案するとともに、現状の五疾病・五事業などの医療提供体制を十分に検証した上で、今後示される療養病床や特定機能病院に対する国の方針や、国が提供する基礎的データも踏まえながら、「病床整備区域」についても、必要な検証や見直しを検討することとする。



島しょ

